

令和7年稲敷市農業委員会第11回総会

〔11月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 報告第2号 農地法第18条（通知）
日程 4 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 5 議案第2号 農地法第5条事業計画変更申請
日程 6 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程 7 議案第4号 現況証明（農委処分）
日程 8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程 9 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
日程10 議案第7号 稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
日程 7 議案第4号
日程 8 議案第5号
日程 9 議案第6号
日程10 議案第7号
-

出席委員

1番	吉田武君	10番	村山文雄君
2番	篠崎文夫君	11番	墳本典勇君
3番	黒澤克巳君	12番	遠藤一行君
4番	山口幸一君	13番	足立久美子君
5番	永野修君	14番	内田和新君
6番	宮本信夫君	15番	山口和彦君
7番	篠崎惣壽君	16番	飯塚治正君
8番	村松清美君	17番	坂本富男君
9番	坂本和夫君	18番	川島昇君

19番 根本 脩君
欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	中島 臣哉 君
農業委員会事務局長補佐	宮本 祐司 君
農業委員会事務局係長	坂本 証 君
農業委員会事務局主査	久保田 健夫 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和7年11月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は19名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん13名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は7番篠崎惣壽委員、8番村松清美委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから9ページまでの15件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書10ページから19ページまでの21件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。なお、申請番号10番、11番につきましては、関連する案件がありますので、議案第3号で一括して審議いたします。申請番号1番から9番について、事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 20ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転5件、贈与による所有権移転1件、賃貸借権の設定3件でございます。

申請番号1番 八筋川字ト杭、田2筆、5, 677㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号2番 八筋川字ト杭、他1地区、田9筆、14, 655㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号3番 八筋川字ト杭、田12筆、19, 756㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号4番 町田字中坪前水入、畑2筆、845㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号5番 町田字中坪前水入、畑1筆、89㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大の

ため買い受けるものでございます。

申請番号6番 月出里字下林、畑3筆、1,984㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号7番 堀川字舟戸、田1筆、510㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号8番 堀川字舟戸、畑1筆、732㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号9番 佐原組新田字釜井、田1筆、117㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため譲り受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番から3番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。申請番号1番から3番について、報告いたします。

11月8日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、軽トラック4台、油圧ショベル1台、ダンプトラック1台、回送車1台を所有しております。農作業従事日数300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番4番、5番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。申請番号4番、5番について報告いたします。

11月5日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数は300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。申請番号6番について、報告いたします。

11月6日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にサツマイモ、ジャガイモ、落花生などを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター8台、耕運機5台、トラック3台を所有しております。農作業従事日数は300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えら

れます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番、8番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。申請番号7番、8番について、報告いたします。

11月6日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。受人の農地所有適格法人要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター4台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号9番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。申請番号9番について、報告いたします。

11月2日に高城推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、トラック1台を所有しており、刈取り乾燥調整は委託しております。農作業従事日数150日。調査の結果は、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君）

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から9番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程5 議案第2号 農地法第5条事業計画変更申請

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条事業計画変更申請」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 23ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条事業計画変更申請」でございます。

申請番号1番 月出里字北根下、田1筆、3, 216㎡についてですが、令和4年10月総会で許可をした案件の、期間延長のための事業計画変更でございます。圏央道の4車線化事業を行うため、工事

用地として農地を一時転用しておりましたが、令和10年11月30日まで期間を延長するものでございます。なお、当該農地につきましては、以前総会にて許可していることから別紙審査表のとおり許可基準に該当するものと考えられます。

これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号1番について、去る6日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、圏央道4車線化事業工場の現場事務所、駐車場及び資材置場用地の期間延長であり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

村山文雄君

○10番（村山文雄君） この案件は令和4年から令和7年で申請されていたものが延長された理由は、また、今回の延長について土地改良区の意見はどうなっているのでしょうか。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 4車線化工事自体は終了しているのですが、農地への復元が終わっておらず、これから復元の施工業者を入札しますので、これだけの期間延長が必要との申請となっております。また、土地改良区からは延長について同意する旨の意見書が発出されております。

○10番（村山文雄君） わかりました。

○議長（根本 脩君） そのほかにございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 農地法第5条事業計画変更申請を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第3号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号9番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号1番から8番について事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 24ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字馬場、畑3筆、934㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を雑種地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。645Wパネル160枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号2番 月出里字花指、畑2筆、995㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を雑種地や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。600Wパネル148枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号3番 上根本字作ノ後、外1地区、畑2筆、2,392㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。625Wパネル462枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号4番 上根本字宮向、畑6筆、1,405㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地、625Wパネル462枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号5番 高田字馬場下、外1地区、畑2筆、1,481㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地、475Wパネル196枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号6番 犬塚字八郎次、畑1筆、3,208㎡についてでございますが、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は電力事業者であり、地域電力の安定供給を図ることを目的として、変電施設を建設するものであります。転用施設は変圧器等電気設備一式、監視室1棟、送電鉄塔1基となっており、取水は水道、汚水雑排水は公共下水に接続、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、関係各課との協議も了しております。

申請番号7番 犬塚字八郎次、畑1筆、2,500㎡についてでございますが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は申請番号6番の変電所を建設するための工事用地として一時的に転用するものであり、転用期間は令和9年7月30日、農地への復元につきましても計画され、農地復元工程表も提出されております。

申請番号8番 佐倉字長久保、畑4筆、1,311㎡についてでございますが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を雑種地や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地、585Wパネル168枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

これで、議案第3号申請番号1番から8番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番について、去る6日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号2番について、去る6日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番、4番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君） 4番山口です。

申請番号3番、4番について、去る6日、油原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、いずれも太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。

申請番号5番について、去る6日、藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番から8番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号6番から8番について、去る6日、清原推進委員と坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、6番は変電所用地として、7番は変電所の工事用地として、8番は太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであり

ます。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号1番から8番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第1号申請番号10番、11番、議案第3号申請番号9番について、所在と申請人が同一の営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。

事務所の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 22ページをお開き願います。

議案第1号申請番号10番 上須田字上須田、田1筆、2,644㎡

申請番号11番 上須田字上須田、田5筆、2,310㎡、

次に26ページをお開き願います。

議案第3号 申請番号9番 上須田字上須田、田5筆、14,29㎡についてでございますが、営農型太陽光発電施設として3年前に許可を受け、パネル設置のための支柱部分を一時的に転用していたものの期間延長のため再度申請をするもので、下部農地で牧草を栽培する計画です。転用期間は令和10年11月9日までの3年間で、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

これで議案第1号申請番号10番、11番、議案第3号申請番号9番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号申請番号10番、11番、議案第3号申請番号9番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。

議案第1号申請番号10番、11番および議案第3号申請番号9番、営農型太陽光発電について、去る6日、高城推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号申請番号10番、11番、議案第3号申請番号9番を採決いたします。本案は、

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 7 議案第 4 号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 4 号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 27 ページをお開き願います。

議案第 4 号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付 8 件でございます。

申請番号 1 番 浮島字上車、畑 1 筆、422㎡についてですが、平成 11 年頃から宅地として使用しており、撮影年月日平成 17 年 11 月 8 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号 2 番 上之島字上の島前、田 2 筆、1, 472㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請となります。

申請番号 3 番 上根本字朝日向、畑 1 筆、634㎡についてですが、昭和 45 年頃から宅地として使用しており、撮影年月日平成 11 年 5 月 30 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号 4 番 羽賀字栗津谷、田 2 筆、2, 349㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請となります。

申請番号 5 番 犬塚字八郎次、畑 1 筆、173㎡についてですが、面積も小さく、法面であるため耕作に供することができないとの申請になります。

申請番号 6 番 月出里字花指、畑 1 筆、711㎡についてですが、22 年前から宅地として使用しており、撮影年月日平成 17 年 11 月 8 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号 7 番 西代字東田、田 3 筆、1, 983㎡についてですが、平成 10 年頃から店舗および駐車場用地として使用しており、撮影年月日平成 17 年 11 月 8 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号 8 番 村田字豆薬師、畑 3 筆、1, 076㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3 番（黒澤克巳君） 3 番黒澤です。

申請番号 1 番について、去る 6 日、吉田委員と小貫推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成 11 年頃から宅地の一部として使用されており、国土地理院発行

の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。申請番号2番について、去る6日、根本委員と高城推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、現地は荒廃しており、周囲の状況からみても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君） 4番山口です。

申請番号3番について、去る6日、遠藤委員と野村推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、昭和45年頃から宅地として使用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。

申請番号4番について、去る6日、村山委員と酒井推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番、6番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号5番、6番について、去る6日、宮本委員と古渡推進委員と清原推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号5番については、隣地との法面として使用されており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことを確認しました。申請番号6番については、22年頃から宅地として使用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、いずれも農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。

申請番号7番について、去る6日、根本委員と坂本推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査結果、平成10年頃から店舗および駐車場用地として使用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号8番について、去る6日、足立委員と清原推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。申請番号48番、49番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に、山口和彦委員が該当いたしますので、15番山口委員の退室を求めます。

（山口委員退室）

事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 29ページをお開き願います。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

新規設定が8件、16筆、26,324㎡、期間満了に伴う更新が53件、229筆、346,757㎡となっております。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。
それでは、15番山口委員の入室を認めます。

（山口委員入室）

日程9 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 62ページをお開き願います。

議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。再転貸が2件、14筆、27,474.69㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、お配りしております議案書の採決は終了いたしました。ここで、事務局より追加議案「稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について」を上程したいという動議がありました。稲敷市農業委員会会議規則第10条には「動議は、出席委員の2分の1以上の同意がなければ、これを議題とし、審議することができない」とあります。委員の皆様にお諮りいたします。事務局からの追加議案の上程に同意する方は、挙手をお願いいたします。

（同意者挙手）

○議長（根本 脩君） 同意多数と認めます。よって、追加議案を上程することに決定いたしました。

日程10 議案第7号 稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について

○議長（根本 脩君） それでは、議案第7号「稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

議案第7号稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について、ご説明させていただきます。去る令和7年11月5日に、新利根地区推進委員の土肥徳良委員から、一身上の都合により稲敷市農地利用最適化推進委員の退職願が会長宛に提出されました。農業委員会等に関する法律第23条に「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されております。この規定に基づきまして、本総会の議決をもって農業委員会の同意とするために、提案をしますのでございます。一身上の都合は、身体の故障のため職務の執行ができないということで、正当な事由と判断して差し支えないと思われまふ。また、欠員補充のことにつきましては、議決後に説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。
これより、議案第7号「稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について」を採決いたします。
本案は、辞任に同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（同意者挙手）

○議長（根本 脩君） 同意多数と認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。引き続き、今後の予定等について事務局から説明願ひます。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

ただ今の議決で、農業委員会の同意が得られたということになりますので、土肥推進委員は退任ということになります。欠員の補充についてですが、稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第10条に「推進委員の欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、後任の推進委員を委嘱することができる」と規定されております。また、農林水産省の見解としまして、「推進委員の欠員が生じたことにより担当区域の所掌事務を適切に行えなくなった場合には、速やかに推進委員を委嘱することが適当である」とあります。以上のことを踏まえ、本総会後に根本会長以下5役の方と新利根地区委員の方にお集まりいただき、協議させていただきたいと考えております。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございます。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。
これもちまして、令和7年11月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
大変御苦労さまでございました。

午後3時10分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

7番 委 員 篠 崎 惣 壽

8番 委 員 村 松 清 美